

一般財団法人熊本市社会教育振興事業団 次世代育成支援対策推進 第5次行動計画

日本の少子化が急速に進行し、経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備のために、国、地方公共団体、事業主が行う取り組みを進めるため「次世代育成支援対策推進法」が平成17年4月に施行されました。

これまでの行動計画に引き続き、職員が仕事と子育てを両立させ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように第5次行動計画を策定・実施いたします。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 内 容

<目標1>

計画期間内に育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員・・・1人以上取得するよう努力する。

女性職員・・・育児休業取得率を100%とする。

(対策) 男性も育児休業等を取得できることを周知する為、平成31年度から年1回は管理職向けに研修等による制度周知を実施。また、育児休業者がある場合の代替要員雇用等の実施。

<目標2>

時間外勤務を削減するよう努める。

(対策) 平成31年度までに月1回のノー残業デー制度の導入。

<目標3>

年次有給休暇の取得の促進を図る。

(対策) 平成30年度から連続取得運動制度の検討を行う。

<目標4>

次世代育成支援に関する啓発活動を実施する。

(対策) よかパパ宣言・家族宣言、児童虐待防止推進活動（オレンジリボン運動）の実施や育児のための制度周知等の職員向け啓発活動を平成30年度から毎年1回以上行う。